

福祉厚生規則

(平成十九年十二月二十一日規則第二百二十四号)

改正 平成二五年 三月一四日

令和 元年一月二二日

(目的)

第一条 この規則は、本会が、弁護士会員(以下「会員」という。)及びその遺族の福祉厚生を図るために、それらの者に対して贈呈する弔慰金及び見舞金の支出に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰金)

第二条 本会は、会員が死亡したときは、当該会員の遺族に対し弔慰金を贈呈する。

(見舞金)

第三条 本会は、会員が疾病又は負傷により相当期間にわたり弁護士職務に従事することが困難と認められるときは、支出基準にしたがい、当該会員に対し傷病見舞金を贈呈する。

2 本会は、会員が風水害、火災、震災その他の災厄により著しい損害を受けたときは、当該会員に対し災厄見舞

金を贈呈する。

(退会者に対する見舞金)

第四条 本会は、会員が老齡、疾病若しくは負傷に基づく心身の障害により弁護士の職務に従事することが困難となつたため弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第十一条の規定により登録取消しの請求をし、同法第十七条第二号の規定により登録を取り消されたときは、互助年金・福祉厚生委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、その者に対し見舞金を贈呈することができる。

(支出基準)

第五条 会長は、委員会の意見を聴いて、各年度ごとに、本会の一般会計の褒賞慶弔に關する支出に係る予算額を勘案して、前三条に規定する弔慰金及び見舞金の贈呈をする基準、弔慰金及び見舞金の金額、弔慰金を贈呈する遺族の範囲その他この規則を実施するために必要な事項を支出基準として定めなければならない。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一四日改正)

第四条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（令和元年一月二二日改正）  
第四条の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行す  
る。